

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

E-mail toiawase@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 三原コラム（三原）
- ・ 動産を登記する（柏田）
- ・ パートタイム助成金とパートタイムの「パートジョブアップ」（深津）
- ・ 5,000 円以下の社外飲食費を交際費等から除外（森）



三原コラム（債権貸倒のリスク回避）（三原）

売掛債権が貸し倒れるというのは企業経営にとって大変大きなリスクです。このリスクをいかに回避するかが企業の明暗を分けるケースもよくあります。

得意先が法的倒産状態になってしまう前にどのような手をうつかが大切です。

日常的にはまず「回収なくして利益なし」の考え方を回収担当者しっかりと持たせることです。営業担当者はずいつい売上が目標になりがちですが、「与信」の概念をしっかりと持たせ、延滞債権が発生すれば即黄色信号を出して警告する「年齢表」などによる管理のしくみも大切です。

さらに「情報とスピード」が大切です。取引先の危険情報を他の債権者より少しでも早く入手することで回収競争に先んじることが可能になります。

不幸にも延滞してしまった不良債権のリスク保全策としては「連帯保証人」を求めることや「担保」差し入れを求めることはもちろん、「債権譲渡」「相殺」などによる回収行為も考える価値あります。

とここまで書いてくると銀行のいわゆる「貸し剥がし」を思い出します。そうです、銀行にとって融資を回収・保全する行為も全く同じリスク回避です。企業がリスクを回避するためにとる様々な行為は確かに合理性があります。しかし一方で強引な取立てをすれば社会悪とみなされる場合もでてきます。

今の時代、自社のリスク回避は必要ですが、それが取引先や従業員に対してモラル低下をもたらす可能性も視野にいれ、「賢明な保全策」を考えねばなりません。

僕は昔とある不誠実な不良先に「請求を踏み倒すのは泥棒と一緒にや、..」とぼやいたことがあります。今ではそんなことは「暴言」と言われるのでしょうかね、..

動産を登記する（柏田）

土地や建物を取得した場合には所有権を設定する登記を行います。これはごく常識的なお話ですが、平成 17 年 10 月より「動産（機械、備品、商品在庫など）を登記する制度」が施行されています。しかし不動産と違っており、これは「所有権の登記」ではなく「動産を譲渡したことを登記する」という内容になっています。この背景にあるのは「動産譲渡担保の活性化」です。これまででも、例えば商品 A を担保に融資を行い、返済が滞った場合には A を売って回収する、という取引はありましたが、ネックになっていたのは「A に担保が付いていることを第三者にキッチリと明示する方法が無かった」という点でした。

そこでこの動産譲渡を登記（東京法務局が日本全国を集中管理）しておけば、謄本という公的な証明書によりハッキリと周知させることが可能になります。

金融機関や信用保証協会の一部には、商品在庫や売掛債権を譲渡担保契約により確保して融資を実行するという動きも出始めており、不動産担保に固執しないパターンの資金調達が今後もますます増えてくるのではないかと期待されています。

ちなみに所得税法（基本通達 33-2）では、担保提供のみの性格を有する契約であれば、担保提供時の売買とはみなさない（＝返済不能で実際に売った時に譲渡とみなす）、というスタンスをとっています。

